

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和4年度第12回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第2番川鍋委員さん、第3番八木委員さんを指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。次に、諸報告について事務局から報告願ひます。

## 事務局

前回の総会から本日の日程行事について報告いたします。3月6日農業振興地域整備促進協議会、および担い手育成総合支援協議会、市役所の会議室で行われ小峰職務代理と川口土地部会長に出席をいただきました。3月16日東京都農業会議、第132回通常総会、立川のホテルで行われ、加藤会長に出席いただきました。3月23日農業委員最適化推進委員候補者選考委員、市役所の会議室で行われ、加藤会長と小峰職務代理に出席をいただきました。同じく3月23日次世代人材投資事業収納状況確認、市役所の会議室で加藤会長と川口土地部会長に出席をいただきました。

報告は以上になります。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件を上程いたします。

整理番号1番について、野村委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号4番 野村です。

整理番号1番について説明いたします。

3月13日 本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

## 委員

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一連の畑で、梅が栽培されており、畑の端にブルーベリーが数本植えられている畑でした。梅の木も畑もよく管理されていました。今はやっていないそうですが、梅の実の加工品を販売している「みよしのえん」というお店をされていた方です。以上よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番について、福島委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員の福島です。

整理番号2番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は青梅街道の崖の上にある一団の畑で、一部にジャガイモ、てんさいが植えてありました。あとは白菜、大根、ブロッコリー、菜の花などが片付け中ということでした。年齢がいつていますのでご近所に手伝っていただきながらの作業ですが特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号3番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号1番 久保田です。

整理番号3番につきましては3月13日、申請者立会いの下、事務局職員、現地査

## 委員

を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

吉野街道から峠に入った道、沢を隔てた北側の傾斜のきつい土地に位置しています。ここにはウメ24本が大部分を示しておりまして、さらに北側に道路に沿って、柚子が12本、さらに一部耕作しているところがありまして、ここにはタマネギ、ブルーベリー等が栽培されていまして、ウメのブタクサに苦勞されているようでしたが農地としての景観がたもたれていまして、よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番について、八木委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号3番 八木です。

整理番号4番につきましては、3月14日日本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の前にある畑で、地番には梅、ネギ、クワが植えてあります。もう一つの方は梅が30数本植わっています。管理はされています。クワがあつて珍しいなと思つて聞いてみたところ、小学校の授業でかいこを飼うということで、伐根せずに面倒だけどもやっていますとの事でした。畑はきちんとしていましたので、ご審議の程よろしくをお願いします。

## 議長

整理番号5番および6番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号7番の梅田です。

整理番号5番について説明します。

3月15日日本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

平松緑地の北側にありまして、シダレ梅、フジ、柿が栽培され、全体的に畑として問題なく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

整理番号6番について説明します。

3月14日申請人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は、植木畑でモミジが栽培され、地番は、一団の畑で整理番号5番の前の畑で道路向かいの南側で、こちらも植木畑で雑草が低く、全体的に畑として管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 14 名]

## 議長

挙手14名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和4年7月24日に亡くなられたため、相続人である                      が生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、3月17日に石川委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 委員

議席番号5番 石川です。

整理番号1番について補足説明いたします。

この畑は自宅前の畑で、現在はありませんでしたが、秋まで東京都委託苗が植えられました。植木の管理はいつも息子さんが行っており                      さんは除草作業を行っているのを、よく見かけていました。現在は白菜の残りが作られていました。肥培管理もされておりました。問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。



## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、八木委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号3番 八木です。

3月14日 本人立会いの下、現地調査を行いました。現地ですがリバーサイド練習場手前になります。現在はタマネギ、ノラボウ、ジャガイモが植えてあります。残りの部分には、これからサトイモを植えるということで、きれいに耕作されていて、全く問題ない畑だと思います。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

本件は自己所有農地の転用許可の申請です。

市街化調整区域内の農地であるため、農地転用の許可権者は東京都であり、農業委員会は東京都へ意見書を送付することとなっています。

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第4号 別紙1》の制度概要を御覧ください。

農地転用許可制度では、優良農地の確保のために農地を区分して、農業上の利用に支障が少ない農地への誘導と、転用目的の確認を行っています。

本件については、申請地は第2種農地にあたります。そのため、立地基準として、第3種農地など他の土地では転用が難しいこと、一般基準として、転用に確実性があることや周辺農地に支障が出ないことが求められます。

次に、《議案第4号 別紙2》の意見書（案）を御覧ください。

詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、「農地転用に関する許可基準からみた意見」について、ページをおめくりください。検討事項としては12項目設けられています。

はじめに、「1 農地の区分と転用目的」について、申請農地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由とありますが、こちらは次のページの《議案第4号 別紙3》の理由書を御覧ください。現在、申請人は杉並区のアパートに居住しておりますが、夫の早期退職、相続した農地の保全等のために、本案件の住宅建築の決断をいたしました。他界している父親がもともと畜産と農業をやっていた関係で、相続したほかの周辺農地には農機具小屋等が残されており、転用後はその設備を活用し、農業を行うとのことです。以上の理由および、転用の目的が農家住宅の建築のため、該当地以外で、代替性はないと認められると考えます。

次に、「2 資力及び信用」について、《議案第4号 別紙4》の投資状況のお知らせを御覧ください。こちらは投信の保有状況でございますが、レートにより解約時に多少の変動は見られますが、評価金額合計約3,048万円に対し、建築費総合計

## 事務局

21,708,500 円のため資金計画は適当と考えます。

次に、「3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」については、妨げとなる権利を持つ者はいないため、該当いたしません。

次に、「4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、先ほど確認した《議案第4号 別紙5》の土地利用計画図により、確実であると考えます。

次に、「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」については、開発部局と事前調整が済んでおり、都市計画法29条の規定による開発許可の見込みを得ておりますので、適当と考えます。

次に「6 農地以外の土地の利用見込み」については、該当いたしません。

次に、「7 計画面積の妥当性」については、先ほど確認した《議案4 別紙5》の計画図のとおりで、もともと全体で2筆での転用相談でしたが、転用に不必要な部分が多すぎることを伝えたところ、建物を建てる必要最低限の部分だけを分筆し、周辺については耕作する予定のため、計画面積については、適当であると考えます。

次に、「8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性」については、該当いたしません。

次に「9 周辺の農地等に係る営農状況への支障の有無」についてですが、隣接する農地は申請人の所有で、今後も営農する予定のため支障はないと考えます。

次に、「10 農地の利用の集積への支障の有無」については、申請地は貸借権の設定など農業経営基盤強化促進法にもとづく農用地利用集積計画は作成されていないこと、農業振興地域整備計画において農用地区域への編入予定がないことから、支障はないと考えます。

最後に、「11 一時転用である場合にはその妥当性」および「12 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」につきましては該当いたしません。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

なお、現地調査でございますが、3月15日に高山委員と行き、転用することについてやむを得ないと確認していただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員の高山です。

3月15日 事務局2名と現地調査を行いました。所在地は母屋に続く、車庫や物置小屋等がある敷地の一面でありまして、現在敷地内には豚小屋の一棟がありまして、それが撤去となるかと思えます。その他は梅の木、フキなどが植わっていました。住宅建築による周囲への影響というのはなかろうかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の貸借に係る「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

### 《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第3号 別紙1》の調書の確認の前に《議案第3号 別紙4》を御覧ください。

本案件は借受（かりうけ）人が西東京農業協同組合となります。JAが事業計画の認定を受ける場合、要件が1号にある耕作の事業のみとされており、その具体的な基準についてご審議いただくこととなります。

それでは別紙1の調書にお戻りください。今ご説明しました通り、認定には“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の1号に当てはまることが求められます。

本案件は申請地で青梅市の小学生を対象に農業体験事業を開催する計画となっております。次に調書の裏面をご覧ください。こちらは都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業内容に関する基準となっております、1および2のいずれも該当する必要があります。1については、イロハのいずれかに該当することとされており、小学生を対象とする農業体験事業は、この中のロ①に該当すると判断します。2についても西東京農業協同組合が主体となるため問題ないと判断します。

以上のおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第5号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

## 事務局

現地調査でございますが、3月13日に森田委員さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号6番 森田です。

3月13日、事務局と農協の資産管理課の職員2名と現地調査を行いました。現況は4月からやれるように、きれいに耕うんされていて、いつでも使えるような状態になっていましたので問題ないと思います。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」7件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の6ページを御覧ください。

整理番号1番、2番については一括しておりますので、まとめて御説明いたします。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による賃借権の設定の申出があり、農業会議が借受希望者を30日間公募したところ、申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画（一括方式）の作成の依頼がございました。

## 事務局

本案件について、農用地利用集積計画（一括方式）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

整理番号1番

利用権の設定を受ける者	住所
	氏名
利用権の設定する者	住所
	氏名

整理番号2番

利用権の設定を受ける者	住所
	氏名
利用権の設定する者	住所
	氏名
利用権を設定する土地	地番 畑 面積

## 事務局

次に《議案第6号 別紙1、2》の農用地利用集積計画（一括方式）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

契約期間は2023年4月1日から2033年3月31日までの10年間です。

農地所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者への利用権を一括して設定するものとなります。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第6号 別紙3》の調書を御覧ください。

### ◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

## 事務局

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、3月17日に石川委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号3番。

《議案参照。読み上げ》

《議案第6号 別紙4》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年4月10日から2028年4月9日までの5年間。

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、先ほどの《議案第6号 別紙3》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜 を行う予定になっております。

現地調査について、先ほど同様3月17日に石川委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号4番。

《議案参照。読み上げ》

《議案第6号 別紙5》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年4月10日から2028年4月9日までの5年間。

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第3号 別紙6》の調書の通り、要件を満たしていると考えます。

現地調査につきましては、3月17日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

## 事務局

次に整理番号5番。

《議案参照。読み上げ》

《議案第6号 別紙7》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年4月10日から2026年4月9日までの3年間。

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第6号 別紙8》の調書の通り、要件を満たしていると考えます。

現地調査につきましては、3月17日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号6番および7番。

これらも同一の案件となりますので、一括して御説明いたします。

### 整理番号1番

利用権の設定を受ける者 住所

氏名

利用権の設定する者 住所

氏名

### 整理番号2番

利用権の設定を受ける者 住所

氏名

利用権の設定する者 住所

氏名

利用権を設定する土地 住所 畑 面積

《議案第6号 別紙9, 10》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年5月1日から2028年4月30日までの5年間。

## 事務局

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第6号 別紙11》の調書の通り、要件を満たしていると考えます。

現地調査につきましては、3月24日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1、2番および3番について、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号5番 石川です。

整理番号1、2番ですが、この畑で露地野菜を作っているのですが、基本的にビニールハウスを建てて、測量用のハウスを何棟か建てていきたいそうです。なおかつさんがマンションに住んでいるので、農機具は知り合いの農家の方のところに置かせてもらっているのですが、行く行くはここに農機具を置くハウスを作りたいと言っていました。

整理番号3番につきましては、この畑は何年か何も作っていない畑で、畑がやせているということで、これから堆肥を入れて一度かき混ぜてから根菜類から初めは作って行きたいと言っていました。畑自体も枯れ草が多くあったのですが、その上に堆肥が撒いてありました。今後は さんもいろいろ畑を借りているのですが、いつもきれいに管理しているので問題ないと思われま

## 議長

整理番号4番および5番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号11番 森谷です。

整理番号4番について説明します。

3月11日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

## 委員

今のところ野菜がきれいになっていました。トラクターが入っていて草一本ないきれいな状態でした。            さんの話によると、暖かくなったら大きな畑一面にタマネギ、サツマイモを植える予定だと言っていました。

整理番号5番について説明します。

3月11日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

ここは大きな畑ですが、今現在は緑肥の状態です。緑肥になる草が一面にきれいに生えていました。雑草等は全くありません。大変きれいな緑肥の状態でした。この緑肥が春になって耕してから土を肥えさせて、ライ麦を5月くらいから一面に植えて、端の方にネギを植えていくと言っていました。畑として2ヵ所とも大変きれいでした。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号6番および7番について、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

推進委員の影山です。

3月24日、事務局2名と現地調査を行いました。

もうすでに畑の方は耕うんしてきれいにしてありました。契約期間は5月1日からとなっていますが、一部の畑でジャガイモを早めに植えなくてはならないので、許可をとって少し早いですが作付けを一部してありました。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」7件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第7号「特定農地貸付けに関する承認について」1件を上程いたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、それでは議案第7号「特定農地貸付けに関する承認について」御説明いたします。議案第7号を御覧ください。

こちらは、令和4年3月の総会で承認された農家開設型市民農園について、面積と区画数を変更したい旨の申し出があり、青梅市へ変更の申請がありました。

その申請を受け、青梅市長より特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、農業委員会へ承認の申請がございました。

別紙1が貸付協定、別紙2が貸付規定、別紙3が農業委員会への申請書の写し、となっております。

承認を受けようとする農地でございますが、

整理番号1 住所 畑 面積

区画数は今年の43区画から変更し20区画

所有者住所・氏名 住所

氏名

現地調査でございますが、3月17日に影山委員さんで行いまして、変更することについて、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、影山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員の影山です。

3月17日、事務局と現地調査を行いました。

この畑は以前、議案に出てきました。事務局の説明の通りです。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 質疑1 鈴木委員

4番の借地条件が一年間というのが以前問題になりませんでしたか？一年間、農地買い付けが短かすぎるのではないかという話があったような気がするのですが。そこは変わっていないのですか。畑を1年間借りても作るものに年数が必要なものもあるし、自動継続みたいな形ならいいのですが、1年経ったら解約しなきゃいけないみたいなので、貸付契約1年間という指摘があったような気がするのですが。

## 事務局

昨年と変わりはないです。1年間での申請となっています。1年間が短いというところについては説明はなかったもので、申請者から確認はできないです。

## 鈴木委員

契約の終了とか更新とかの規定が何もないので、それも変じゃないですか。

## 影山委員

当事者同士で話をして、延長で契約して借りる話を不動産屋としたみたいですが。それだと農地として利用するとき市民農園を借りることができないということなので再度話をしたと。それで1年になったと。

## 事務局

所有者さんにも確認してみて1年と書いてあるけど持続継続と考えているかもしれないし、継続優先しますとか、出ればその裏にかっこ書きで持続継続ありとか、但し書きを入れてもらうとかしてみます。

## 委員

区画を40から20にした理由は借り手がいなかったということですか。やはり駐車場がないと…せめて40区画だったら40台分ないと…。

## 事務局

40の予定でしたが10くらいしか借り手がいませんでした。

## 議長

採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第7号「特定農地貸付けに関する承認について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条第3項第1号の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、8件で2ページに記載されたとおりです。

## 議長

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、19件で3ページから5ページに記載されたとおりです。

次に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で7ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時から開会いたします。